

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年7月21日
【発行者名】	安田投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山口 治紀
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田美土代町7番地
【事務連絡者氏名】	金 英弘
【電話番号】	03-3296-6000
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	安田外国債券ファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	上限5,000億円
【縦覧に供する場所】	該当なし

**1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】**

平成22年6月9日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の記載事項の一部に訂正すべき事項がありますので、関係事項を以下の通り訂正するものです。

**2【訂正の内容】**

原届出書の該当情報を以下のとおり訂正または更新します。\_\_\_\_の部分は訂正部分を示します。

**第一部【証券情報】****（４）【発行（売出）価格】**

<訂正前>

（略）

ニューヨークの証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）またはニューヨークの銀行が休業日の場合は、申込の受付を行いません。

（略）

<訂正後>

（略）

ニューヨークの証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）またはニューヨークの銀行が休業日の場合は、申込の受付を行いません。一

平成22年10月1日以降、以下の通り変更となる予定です。

ニューヨーク証券取引所の休業日、ロンドン証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日またはロンドンの銀行休業日にあたる場合は、申込の受付を行いません。

詳しくは「第一部 証券情報（１２）その他」をご参照ください。

（略）

**（７）【申込期間】**

<訂正前>

平成22年6月10日から平成23年6月9日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

<訂正後>

平成22年6月10日から平成22年9月30日まで

委託会社の合併に伴い、委託会社を変更することとなった場合には、平成22年10月1日以降は、合併後の新会社において募集を継続します。

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

**( 1 2 ) 【その他】**

&lt; 訂正前 &gt;

( 略 )

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「( 1 1 ) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「( 1 1 ) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

&lt; 訂正後 &gt;

( 略 )

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「( 1 1 ) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「( 1 1 ) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

委託会社の合併について（お知らせ）

ファンドの委託会社である安田投信投資顧問株式会社は、MDAMアセットマネジメント株式会社と、平成22年10月1日をもって合併することになりました。安田投信投資顧問株式会社を委託会社とする投資信託契約に係る業務は、存続会社であるMDAMアセットマネジメント株式会社（合併後の商号：明治安田アセットマネジメント株式会社）に引き継がれ、安田投信投資顧問株式会社は合併により消滅いたします。

この合併に伴い、ファンドの委託会社を、明治安田アセットマネジメント株式会社とする信託約款の変更を予定しています。

a. 信託約款の変更の日程

ファンドの委託会社を変更することにつき、信託約款の規定に基づき、受益者からの異議申立ての受付および買取請求に関する手続きを以下の日程で行います。

1. 新聞公告日： 平成22年7月22日（日本経済新聞朝刊に掲載）
2. 異議申立期間： 平成22年7月22日から平成22年9月6日まで
3. 投資信託約款の変更日： 平成22年9月8日
4. 異議申立受益者の買取請求期間： 平成22年9月8日から平成22年9月27日まで
5. 投資信託約款変更の適用日（予定）： 平成22年10月1日（予定）

b. 信託約款の変更にかかる手続き

平成22年7月22日（公告日）現在の受益者で、信託約款の変更にも異議のある方は、平成22年7月22日から平成22年9月6日までに、安田投信投資顧問株式会社に書面によりその旨を申し出ます。

異議の申し出のあった受益者の受益権の口数が平成22年7月22日（公告日）における受益権の総口数の2分の1を超えない場合、信託約款の変更をいたします。

信託約款の変更について（お知らせ）

「安田外国債券マザーファンド」（以下「マザーファンド」ということがあります。）およびマザーファンドを主要投資対象とする証券投資信託「安田外国債券ファンド」につきまして、以下の通り信託約款の変更を予定しています。

<変更内容>

マザーファンドにおける運用の指図に関する権限の委託先を、UBSグローバル・アセット・マネジメント（US）・インクから、UBSグローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッドに変更します。

安田外国債券ファンドについて、取得申込に応じない日および一部解約の実行の請求を受付けない日として規定する日を、ニューヨークの証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日からニューヨーク証券取引所の休業日、ロンドン証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日またはロンドンの銀行休業日に変更します。

<変更理由>

UBSグループ内における運用拠点の移転に伴い、運用の指図に関する権限の委託先をUBSグローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッドへ変更を行うものです。なお、委託先の変更後も現状の運用方針等に変更はありません。

に係る委託先の変更に伴い、安田外国債券ファンドについて、取得申込に応じない日および一部解約の実行の請求を受付けない日として規定する日について変更を行うものです。

a. 信託約款の変更の日程

上記ファンドの信託約款の変更をすることにつき、信託約款の規定に基づき、受益者からの異議申立ての受付および買取請求に関する手続きを以下の日程で行います。

1. 新聞公告日： 平成22年7月22日（日本経済新聞朝刊に掲載）
2. 異議申立期間： 平成22年7月22日から平成22年9月6日まで
3. 投資信託約款の変更日： 平成22年9月8日
4. 異議申立受益者の買取請求期間： 平成22年9月8日から平成22年9月27日まで
5. 投資信託約款変更の適用日（予定）： 平成22年10月1日（予定）

b. 信託約款の変更にかかる手続き

平成22年7月22日（公告日）現在の受益者で、信託約款の変更に関し異議のある方は、平成22年7月22日から平成22年9月6日までに、安田投信投資顧問株式会社に書面によりその旨を申し出ます。上記ファンドの受益者（マザーファンドにおいては、当ファンドを含むすべてのベビーファンドの受益者として）で上記信託約款の変更に関し異議の申し出のあった受益者の受益権の合計口数（マザーファンドに関しましては、ベビーファンドの信託約款に係る受益者の受益権の口数を、マザーファンドにおける実質的な受益権の口数に換算させていただきます。）が、平成22年7月22日現在の信託約款に係る受益権の総口数の2分の1を超えない場合、信託約款の変更をいたします。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

(略)

ファンドの特色

(略)

**UBSグローバル・アセット・マネジメント(US)・インクに、マザーファンドの運用指図の権限の一部を委託します。**

UBSグローバル・アセット・マネジメント(US)・インクの概要
---------------------------------

(略)
-----

**外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。**

ただし、運用効率の向上を図るため、外貨のエクスポージャーの調整を行う場合があります。

<訂正後>

(略)

ファンドの特色

(略)

**UBSグローバル・アセット・マネジメント(US)・インクに、マザーファンドの運用指図の権限の一部を委託します。**

UBSグローバル・アセット・マネジメント(US)・インクの概要
---------------------------------

(略)
-----

**外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。**

ただし、運用効率の向上を図るため、外貨のエクスポージャーの調整を行う場合があります。

#### 運用委託先の変更(予定)について

UBSグループ内における運用拠点の移転に伴い、平成22年10月1日より運用の指図に関する権限の委託先をUBSグローバル・アセット・マネジメント(US)・インクからUBSグローバル・アセット・マネジメント(UK)リミテッドへ変更することを予定しています。

運用委託先の変更にあたっては、信託約款の変更の手続きを経たうえで行われます。なお、委託先の変更後も現状の運用方針等に変更はありません。

詳しくは「第一部 証券情報(12)その他」をご参照ください。

**（２）【ファンドの仕組み】**

&lt;訂正前&gt;

（略）

委託会社および当ファンドの関係法人と契約等の概要

（略）

委託会社

安田投信投資顧問株式会社

（略）

沿革：平成11年3月1日	安田ペインウェバー投信株式会社設立
平成11年3月25日	証券投資信託委託業認可取得
平成11年12月16日	関東財務局へ証券投資顧問業登録
平成15年6月26日	安田投信投資顧問株式会社へ商号変更
平成15年7月23日	投資一任契約に係る業務の認可取得
平成15年8月1日	安田投資顧問株式会社と合併

（略）

投資顧問会社

UBSグローバル・アセット・マネジメント（US）・インク

（略）

&lt;訂正後&gt;

（略）

委託会社および当ファンドの関係法人と契約等の概要

（略）

委託会社

安田投信投資顧問株式会社

（略）

沿革：平成11年3月1日	安田ペインウェバー投信株式会社設立
平成11年3月25日	証券投資信託委託業認可取得
平成11年12月16日	関東財務局へ証券投資顧問業登録
平成15年6月26日	安田投信投資顧問株式会社へ商号変更
平成15年7月23日	投資一任契約に係る業務の認可取得
平成15年8月1日	安田投資顧問株式会社と合併
平成22年10月1日	<u>MDAMアセットマネジメント株式会社と合併、明治安田アセットマネジ</u> <u>メント株式会社に商号変更（予定）</u>

（略）

投資顧問会社

UBSグローバル・アセット・マネジメント（US）・インク

運用委託先の変更（予定）について

UBSグループ内における運用拠点の移転に伴い、平成22年10月1日より運用の指図に関する権限の委託先をUBSグローバル・アセット・マネジメント（US）・インクからUBSグローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッドへ変更することを予定しています。

運用委託先の変更にあたっては、信託約款の変更の手続きを経たうえで行われます。なお、委託先の変更後も現状の運用方針等に変更はありません。

詳しくは「第一部 証券情報（１２）その他」をご参照ください。

（略）

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

<訂正前>

マザーファンドの投資方針 (略)

(略)

## 2. 運用方法

・投資態度

(略)

(略)

運用指図に関する権限は、UBSグローバル・アセット・マネジメント（US）・インクに委託します。

(略)

・投資プロセス

(略)

ポートフォリオの構築

各分析の結果に基づき、グローバル債券運用チームの週次ベースの運用委員会において、分散投資を維持しながら、リスク調整後期待リターンの観点からモデルポートフォリオを作成します。その後、ファンドマネージャーが、運用ガイドラインを遵守しつつ実際のポートフォリオを構築し、債券CIOが実際のポートフォリオに関する最終的な意思決定を行います。

(略)

<訂正後>

マザーファンドの投資方針

(略)

(略)

## 2. 運用方法

・投資態度

(略)

(略)

運用指図に関する権限は、UBSグローバル・アセット・マネジメント（US）・インクに委託します。

UBSグループ内における運用拠点の移転に伴い、平成22年10月1日より運用の指図に関する権限の委託先をUBSグローバル・アセット・マネジメント（US）・インクからUBSグローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッドへ変更することを予定しています。

運用委託先の変更にあたっては、信託約款の変更の手続きを経たうえで行われます。なお、委託先の変更後も現状の運用方針等に変更はありません。

詳しくは「第一部 証券情報（12）その他」をご参照ください。

(略)

・投資プロセス

(略)

ポートフォリオの構築

各分析の結果に基づき、グローバル債券運用チームの運用委員会において、分散投資を維持しながら、リスク調整後期待リターンの観点からモデルポートフォリオを作成します。その後、ファンドマネージャーが、運用ガイドラインを遵守しつつ実際のポートフォリオを構築し、グローバル債券運用チームが実際のポートフォリオに関する最終的な意思決定を行います。

(略)

### （３）【運用体制】

<訂正前>

当ファンドの主要投資対象であるマザーファンドの運用は、下図に示すUBSグローバル・アセット・マネジメント・グループ内のUBSグローバル・アセット・マネジメント（US）・インクに委託しております。UBSグローバル・アセット・マネジメント・グループは、世界的なネットワークを有しております。

なお、運用体制は平成22年4月末現在のもので、今後変更となる可能性があります。

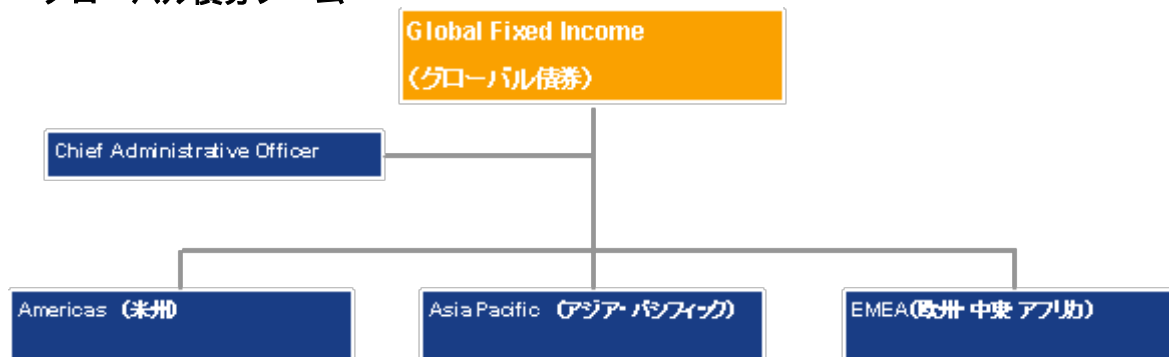
#### <UBSグローバル・アセット・マネジメント・グループ>

（略）

当マザーファンドにおける債券運用は、上図Fixed Income（債券）（平成21年12月末現在140名程度）内のグローバル債券チーム（Global Fixed Income（グローバル債券））によって行われ、その組織図は以下の通りです。

グローバル債券チームは、債券運用部門責任者（Global Head of Fixed Income）がその責任を負っています。

#### <グローバル債券チーム>



委託会社とUBSグローバル・アセット・マネジメント（US）・インクの間では、当ファンドに関しまして、運用ガイドラインが取り決められており、それに沿った運用が行われております。運用ガイドラインの主な内容は以下の通りです。

（略）



## &lt;訂正後&gt;

当ファンドの主要投資対象であるマザーファンドの運用は、下図に示すUBSグローバル・アセット・マネジメント・グループ内のUBSグローバル・アセット・マネジメント（US）・インクに委託しております。UBSグローバル・アセット・マネジメント・グループは、世界的なネットワークを有しております。

なお、運用体制は平成22年4月末現在のもので、今後変更となる可能性があります。

## &lt;UBSグローバル・アセット・マネジメント・グループ&gt;

（略）

当マザーファンドにおける債券運用は、上図Fixed Income（債券）（平成21年12月末現在140名程度）内のグローバル債券運用チーム（Global Fixed Income（グローバル債券））によって行われ、その組織図は以下の通りです。

グローバル債券運用チームは、グローバル債券ヘッドがその責任を負っています。

## &lt;グローバル債券運用チーム&gt;



委託会社とUBSグローバル・アセット・マネジメント（US）・インクの間では、当ファンドにしまして、運用ガイドラインが取り決められており、それに沿った運用が行われております。

UBSグループ内における運用拠点の移転に伴い、平成22年10月1日より運用の指図に関する権限の委託先をUBSグローバル・アセット・マネジメント（US）・インクからUBSグローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッドへ変更することを予定しています。

運用委託先の変更にあたっては、信託約款の変更の経路を踏んで行われます。なお、委託先の変更後も現状の運用方針等に変更はありません。

詳しくは「第一部 証券情報（1.2）その他」をご参照ください。

運用ガイドラインの主な内容は以下の通りです。  
（略）

### 3【投資リスク】

<訂正前>

(略)

#### (2) リスクに対する管理体制

ファンド運用の委託に関する契約先の投資顧問会社は、次のリスク管理体制に基づきファンド管理を行っています。

UBSグローバル・アセット・マネジメント(US)・インクでは、独立したリスク管理グループが、日々ベースの法令遵守、運用ガイドラインの遵守、カウンターパーティリスク(取引先の信用度)のチェック、売買の各ファンドへのアロケーションチェックに加え、ポートフォリオのリスク特性分析、パフォーマンス要因分析を実施します。

(略)

<訂正後>

(略)

#### (2) リスクに対する管理体制

ファンド運用の委託に関する契約先の投資顧問会社は、次のリスク管理体制に基づきファンド管理を行っています。

UBSグローバル・アセット・マネジメント(US)・インクでは、独立したリスク管理グループが、日々ベースの法令遵守、運用ガイドラインの遵守、カウンターパーティリスク(取引先の信用度)のチェック、売買の各ファンドへのアロケーションチェックに加え、ポートフォリオのリスク特性分析、パフォーマンス要因分析を実施します。

(略)

UBSグループ内における運用拠点の移転に伴い、平成22年10月1日より運用の指図に関する権限の委託先をUBSグローバル・アセット・マネジメント(US)・インクからUBSグローバル・アセット・マネジメント(UK)リミテッドへ変更することを予定しています。

運用委託先の変更にあたっては、信託約款の変更の手続きを経たうえで行われます。なお、委託先の変更後も現状の運用方針等に変更はありません。

詳しくは「第一部 証券情報(12)その他」をご参照ください。

#### 4【手数料等及び税金】

##### (3)【信託報酬等】

<訂正前>

(略)

委託会社の報酬にはUBSグローバル・アセット・マネジメント(US)・インクへの投資顧問報酬が含まれ、その投資顧問報酬額は当ファンドに係るマザーファンドの純資産総額に対し、年0.325%の率を乗じて得た額とします。

<訂正後>

(略)

委託会社の報酬にはUBSグローバル・アセット・マネジメント(US)・インクへの投資顧問報酬が含まれ、その投資顧問報酬額は当ファンドに係るマザーファンドの純資産総額に対し、年0.325%の率を乗じて得た額とします。

UBSグループ内における運用拠点の移転に伴い、平成22年10月1日より運用の指図に関する権限の委託先をUBSグローバル・アセット・マネジメント(US)・インクからUBSグローバル・アセット・マネジメント(UK)リミテッドへ変更することを予定しています。

運用委託先の変更にあたっては、信託約款の変更の手続きを経たうえで行われます。なお、委託先の変更後も現状の運用方針等に変更はありません。

詳しくは「第一部 証券情報(12)その他」をご参照ください。

#### 6【手続等の概要】

<訂正前>

##### (1) 申込(販売)手続等

(略)

申込受付	(略)
	ニューヨークの証券取引所またはニューヨークの銀行が休業日の場合は、申込の受付を行いません。証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた申込の受付を取消すことがあります。

(略)

##### (2) 換金(解約)手続等

(略)

換金受付	(略)
	ニューヨークの証券取引所またはニューヨークの銀行が休業日の場合は、換金の受付を行いません。証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた換金請求の受付を取消すことがあります。

(略)

&lt;訂正後&gt;

**(1) 申込（販売）手続等**

(略)

申込受付	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>ニューヨークの証券取引所またはニューヨークの銀行が休業日の場合は、申込の受付を行いません。－ 証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた申込の受付を取消すことがあります。</p> <p style="text-align: center;">平成22年10月1日以降は、以下の通り変更となる予定です。</p> <p><u>ニューヨーク証券取引所の休業日、ロンドン証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日またはロンドンの銀行休業日にあたる場合は、申込の受付を行いません。</u></p> <p>詳しくは「第一部 証券情報（12）その他」をご参照ください。</p>
------	---

(略)

**(2) 換金（解約）手続等**

(略)

換金受付	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>ニューヨークの証券取引所またはニューヨークの銀行が休業日の場合は、換金の受付を行いません。－ 証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた換金請求の受付を取消すことがあります。</p> <p style="text-align: center;">平成22年10月1日以降は、以下の通り変更となる予定です。</p> <p><u>ニューヨーク証券取引所の休業日、ロンドン証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日またはロンドンの銀行休業日にあたる場合は、換金の受付を行いません。</u></p> <p>詳しくは「第一部 証券情報（12）その他」をご参照ください。</p>
------	---

(略)

**第三部【ファンドの詳細情報】****第2【手続等】****1【申込（販売）手続等】**

&lt;訂正前&gt;

**(1) 申込受付**

(略)

ニューヨークの証券取引所またはニューヨークの銀行が休業日の場合は、申込の受付を行いません。証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた申込の受付を取消すことがあります。

(略)

<訂正後>

**(1) 申込受付**

(略)

ニューヨークの証券取引所またはニューヨークの銀行が休業日の場合は、申込の受付を行いません。

証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた申込の受付を取消すことがあります。

平成22年10月1日以降は、以下の通り変更となる予定です。

ニューヨーク証券取引所の休業日、ロンドン証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日またはロンドンの銀行休業日にあたる場合は、申込の受付を行いません。

詳しくは交付目論見書「第一部 証券情報(12)その他」をご参照ください。

(略)

**2【換金(解約)手続等】**

<訂正前>

(略)

**(2) 解約受付**

(略)

ニューヨークの証券取引所またはニューヨークの銀行が休業日の場合は、申込の受付を行いません。

(略)

<訂正後>

(略)

**(2) 解約受付**

(略)

ニューヨークの証券取引所またはニューヨークの銀行が休業日の場合は、申込の受付を行いません。

平成22年10月1日以降は、以下の通り変更となる予定です。

ニューヨーク証券取引所の休業日、ロンドン証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日またはロンドンの銀行休業日にあたる場合は、申込の受付を行いません。

詳しくは交付目論見書「第一部 証券情報(12)その他」をご参照ください。

(略)

**第四部【特別情報】**

**第1【委託会社等の概況】**

**5【その他】**

<訂正前>

(略)

**(2) 訴訟事件その他の重要事項**

訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

<訂正後>

(略)

**(2) 訴訟事件その他の重要事項**

委託会社は、平成22年10月1日にMDAMアセットマネジメント株式会社と合併し、明治安田アセットマネジメント株式会社となる予定です。